

## 安芸太田町公告第40号

公用車の売払いに係る一般競争入札の実施にあたり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年6月24日

安芸太田町長 橋本博明

### 1 入札に付する物件

- (1) 件名 公用車の売払い
- (2) 車名 日野 デュトロ (H29)
- (3) 形状 ダンプカー

※詳細は、別紙「入札説明書」のとおり。

### 2 最低売却価格

2,000,000円（消費税及び地方消費税、リサイクル料金を除く）

### 3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員、又は法人であってその役員が暴力団員に該当しないものであること。
- (4) 日本国内に在住する個人及び法人であること。
- (5) 安芸太田町及び自らの住所・居所・所在地の市町村（特別区を含む。）が課税する税に滞納がない者であること。
- (6) 本公告日から開札日までの間のいずれの日においても、安芸太田町の指名除外を受けていないものであること。

### 4 入札参加申込

入札参加希望者は、下記のとおり関係書類を安芸太田町役場総務課に持参又は郵送すること。

- (1) 受付期間 令和8年6月24日（水）～令和8年7月13日（月）まで  
午前9時から午後5時まで（ただし土・日・祝日を除く。）
- (2) 場 所 安芸太田町役場 総務課 財政管財係（安芸太田町役場本庁1階）  
〒731-3810  
安芸太田町大字戸河内784番地1

TEL 0826-28-2111

(3) 郵送の場合 期限内必着

5 入札参加に必要な提出書類

入札参加に必要な提出書類は次のとおりとし、一般競争入札参加申込書（様式第1号）に添付して提出すること。

(1) 個人の場合

①身分証明書（本籍地の市役所等の窓口にて発行）又は運転免許証等顔写真付きの身分を証明できるものの写し

②市町村税の完納証明書（写し可）

住所地の市町村(特別区を含む)が課税する税の完納証明書。

(2) 法人の場合

①法人登記事項証明書（ただし、令和7・8年度において、安芸太田町入札等参加資格申請書を提出している法人は不要。）

②市町村税の完納証明書（写し可）

本店若しくは支店等の所在地の市町村(特別区を含む)が課税する税の完納証明書

6 売払物件の公開

売却物件は、安芸太田町加計支所駐車場に駐車しています。公開を希望する場合は、事前に安芸太田町総務課財政管財係に事前にご連絡ください。入札参加申込期間中に限り、日程調整のうえ随時対応します。

なお、物件確認をしなくても入札はできますが、物品に関するすべての事項を了承されているものとみなします。

7 質疑及び回答

(1) 質問方法

入札説明書及び売却物件に関する質問は、文書・FAXまたは電子メールにて行うこと。（電話及び口頭は不可。様式は自由とする。）

(2) 期限

令和8年7月6日（月）午後5時まで（必着）

(3) 質問先

安芸太田町 総務課 財政管財係

メールアドレス [zaiseikanzai@town.akiota.lg.jp](mailto:zaiseikanzai@town.akiota.lg.jp)

(4) 回答

令和8年7月8日（水）午後5時までに、町ホームページにて公開します。

8 入札参加資格確認結果の通知

令和8年7月14日（火）午後5時までに、FAXまたはEメールで通知する。

9 入札書の受付期間

令和8年6月24日（水）午前9時から令和8年7月22日 午後4時まで（必着）

## (1) 提出の方法

- ① 安芸太田町役場総務課財政管財係に持参または郵送（期限内必着）すること。
- ② 入札書は、別紙「入札説明書」に基づく方法での作成・提出を行うこと。

## (2) 提出後の管理方法

提出された入札書は、提出者の参加資格の確認を行い有効であることを承認した上で受付印を押印し、入札日当日に開封を行う。

## 10 入札の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年7月23日（木） 午前10時から
- (2) 場所 広島県山県郡安芸太田町大字戸河内784番地1  
安芸太田町役場2階 第3会議室

## 11 入札の方法等

入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、安芸太田町財務規則、安芸太田町普通財産一般競争入札処分事務処理要領（平成18年告示第72号）、安芸太田町物品等入札執行要領（平成28年訓令第10号）、安芸太田町物品等一般競争入札事務処理要領（平成28年訓令第11号）による。

なお、申込が1者であった場合、入札は行わず安芸太田町が定める最低売却価格により、申込者と売買契約を締結することとする。（ただし、申込者が入札参加資格を有すると確認できた場合に限る。）

## 12 入札保証金及び契約保証金 免除

## 13 入札の無効

次の（1）から（6）までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格がない者による入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書又は入札者に押印のない入札書
- (5) 一般競争入札に際し不正のあった者による入札
- (6) その他一般競争入札に関する条件に違反した者による入札

## 14 落札者の決定方法

最低売却価格を上回る入札金額のうち、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となる同価格の入札者が2以上あるときは、直ちに「くじ」により落札者を決定する。

なお、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税、リサイクル料金を含まない金額とする。

## 15 契約の締結

- (1) 契約金額は、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税、リサイクル料金を加算した額とする。
- (2) 契約の締結は、令和8年7月30日（木）に行うものとする。※入札日から7日後に設定

## 16 売買代金の納付

- (1) 売買代金については、契約締結日に本町が発行する納入通知書により指定金融機関に納付することとする。
- (2) 売買代金の納付確認後、町が指定する日に売買物件及び自動車車検証等を引き渡すものとする。

## 17 売払物件の引渡し及び場所

- (1) 日時  
令和8年8月6日（木）午後4時までに引渡すものとする。
- (2) 場所  
安芸太田町加計支所駐車場
- (3) 付帯条件
  - ア 落札者の負担で物件の運搬等を行うものとする。
  - イ 売払物品は、現状(車検無し)渡しとする。
  - ウ 中古物件であり、安芸太田町は、瑕疵担保責任を負わない。
  - エ 引き渡しをした時点で危険負担は落札者に移転し、破損、紛失等の被害を受けても、安芸太田町は、一切責任を負わない。
  - オ 安芸太田町は、この売り払いに関する返金及び返品には一切応じない。
  - カ 落札者は、物件引き渡しの際に「物件受領書」を提出するものとする。

## 18 名義変更等

- (1) 落札者は、落札者の費用負担により、物件引渡し後2週間以内に抹消登録又は名義変更（移転登録）等の必要な手続きを行い、それを証明する書類を提出するものとする。
- (2) 車両を登録抹消し、自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険の還付金が発生する場合は、落札者が受け取るものとする。

## 19 問い合わせ先

〒731-3810

広島県山県郡安芸太田町大字戸河内 784 番地 1

安芸太田町役場 総務課 財政管財係

TEL : 0826-28-2113

FAX : 0826-28-1622

Mail : zaiseikanzai@town.akiota.lg.jp